

近世期における村と組

——大分郡植田組組割帳から——

後藤 重巳

一、問題の所在

水利や日照・交通・林野・採草地など、様々な自然条件に規制されて成立するのが、いわゆる「自然村落」である。

これらの「村」(ムラ)は「群」(ムレ)の名称に起源を有し、そうした自然的な規制条件のもとで、村域の総面積・耕地面積・戸数・人口・信仰など村ごとにその様態は千差万別であった。

例えば、今日、二市六町二村の行政区の立地する東・西国東郡内には、近世初期の元和八年(二六二二)には、一七七の村が散在し、また宇佐郡内の一市二町域には、一九八の村が点在していた。これらの村々は、永い間に亘って行政の末端単位として領主の掌握の対象とされ続けた。

村落民は、同一条件の村落の中で、共通の利害関係の元で生産活動を展開し、喜怒哀楽を共にし乍ら生き続けたのである。

こうした「自然村落」は、生産性の限界、具体的には、人口的飽和・農耕地の不足・草肥農業に不可欠な

原野不足などから、出作地としての支村・枝村などを発生せしめ、やがてそれが独立して一村をなし、あるいはまた小村合併によって新村を形成するなど、村の数を増減させはするものの基本的にはその数は固定的であった。このような形態を持つ村落の政治的な支配に、画期的な変質をもたらしたものに、近世初期に発生を見る「組」や「手永」制の導入の問題があげられる。

「組」や「手永」は、領主が行政政策として、前述の自然村落をいくつかの行政単位として作意的にプロック化したものであり、いわば「人工的ムラ」の創出であった。

この政策は、大小広狭不均一な規模で、しかも散在的な自然村落の掌握が、治政的にも不便をかこつことから、より徹底した機能的支配のために考え出された新しいブロック方式の支配形態であった。

金沢藩では、これを「十村」と呼称したが、この名称こそ、新しいブロック支配方式に対する最も説得的な名称と考えられるものであろう。

一般的には、これらを「組」と呼ぶが、中には細川氏が豊前地方や、肥後国内で設けた「手永」の名称も見られた。

豊後岡藩では、承応三年（一六五四）時点で、直入・大野・大分郡内の村落五八六ヶ村が六十九の組に所属しており、これを平均すると、一組八・五ヶ村となる。

勿論、これは機械的に平均した数値であり、村の規模が大きく一組内の村数が少ない場合、あるいは小規模村落を十ヶ村以上も含む場合もあり、一組内に含まれる村数は必ずしも一定してはいない。

豊前支配時代の細川氏領での、「手永」と村数・石高などの関係は、次表の如くであった。

これによると、同氏の支配領域では六三九ヶ村が五十五組にブロック化され、一組平均で約十二ヶ村となっている。

この様な、村の組へのブロック化には、如何なる條件が基礎となつたかについては、必ずしも明らかではないが、予測される点は、歴史性や水利・交通・林野等の共通利害問題、更には特定な信仰圏などを勘案しての組分け化作業が行なわれたものと考えられる。

ところで、ではこうした自然村落を、作意的にブロック化して、行政区として機能化させようとした意図のもとで、この村と組とが、果してどの様に機能していたのだろうか。この問題こそが、本小稿において、焦点のあてられる問題である。

西日本各地におけるこの村と組との機能の問題については、従来さして論じられることはなかつた。

領主から発せられる法令の末端村落への伝達、もしくは村側からの上申事項などが組機構を通じて領主側

〔表1〕小倉藩畜改帳による組と村〔野口サキ氏作表〕

国	郡	手永数	村数	石	高	家 当 石 高	人 数			性 比	家 当 人 数	家 数 (家 数)	百 姓 比
							計	男	女				
合	計	55	639				79,646	43,692	35,954	82.3	6.9	11,509 (9,604)	83.4
豊前	田川	7	60	46,323.	0.953	30.0 (46.8)	15,047	8,259	6,788	82.0	9.9	1,525 (990)	65.0
	京都	4	62	31,362.	1.1497	37.2 (49.6)	5,675	2,993	2,682	90.0	6.7	842 (633)	75.0
	仲津	4	73	35,462.	1.2501	37.2 (46.4)	7,743	4,219	3,524	83.5	8.1	953 (764)	80.0
	求善 提山		1				459	260	199	76.5	5.3	87	
	下毛	14	68	26,274.	2.5106	19.5 (22.4)	8,510	4,745	3,765	79.4	6.3	1,350 (1,174)	87.0
	字佐	15	198	76,023.	1.5083	23.4 (30.3)	21,744	11,856	9,888	83.4	6.7	3,263 (2,554)	78.0
豊後	国東	11	177				20,468	11,360	9,108	80.3	5.5	3,748 (3,489)	93.0

に上達される場合、つまり法令の伝達等を中心に、この組織機構が大きく機能した点への関心を除けば、さして注目されることなく見過ごされて来た感が少なくない。

そこで、本稿では新たに所見された史料によって、「組」が有する「村」との相互補完の関係について見て行きたいと思う。それによって、従来等閑視されて来た近世的な行政区としてのこの「組」が、「村」との関係において如何に機能しているかについて考えてみることにする。

二、延岡領豊後飛地と種田組

近世期の日向延岡藩の成立は、天正十五年（一五八七）、豊前国香春からの高橋元種の入封をもって始まる。

高橋元種は、筑前秋月の高橋種実の子であり、秋月藩初代高橋種長の弟であった。

この元種は、慶長十八年（一六一三）改易され、その跡は幕領となった。翌十九年、肥前日野江から、有馬晴信の子、直純が五三、〇〇〇石で入封、有馬氏の延岡藩が成立する。

元禄三年、領内に一揆が発生すると、有馬氏は「政道不行届」の理由を以って翌四年、越後国糸魚川に転封させられ、その跡に下野国壬生藩から元禄五年、三浦明敬が入封し、ここに譜代三浦氏の延岡藩が成立した。

この三浦氏も、正徳二年（一七二二）三河国刈谷に移封、替って同国吉田から牧野成央が入封した。

牧野氏は二代三十年余で延亨四年（一七四七）常陸笠間に移封となり磐城平から内藤政樹が七万石で入封、天正期以降、交替の激しかった同藩も安定的な時期に入り、以降は内藤氏が、明治まで同藩の治政に臨むことに

なるのである。

内藤政樹の受封した延岡藩は、朱印高七万石で、その領域は日向国内の白杵・宮崎・児湯の三郡及び豊後国内の大分・速見・国東の三郡内に散在する飛地とから成っており、豊後大分郡千歳には「千歳役所」を設けて、飛地領域の行政に当らせた。この豊後国三郡の領域が、延岡領の飛地に組み込まれたのは、正徳期の牧野氏時代からであり、それまではこれらの地域は天領であった。

紙数の関係から、その詳細な経緯については論じるとまはないが、天領期の元禄十四年の『豊後国郷帳』および内藤氏の時代に入つて後の天保五年の同郷帳によつて、豊後国内の三郡の内、本稿に直接的に係わる大分郡内のみの各村高を表示すると次表2の如くである。

さらに、時代は多分に下るが、明治二年の『竈数人別調帳』によつて村明細を示すと表3の如くとなる。内藤氏の受封高七万石の内、城附地とも呼べる白杵・宮崎・児湯三郡に対して、豊後三郡の占める比率は七対三つまり藩領の三十%が飛地領となる。この豊後三郡は、大分郡内に一万三八〇石余、速見郡二、九七〇石余、国東郡七、六二〇石余で計二万六三〇石余となり、大分郡は全藩領高に対して十五%に相当する。

この大分郡内には、表2及3でも明らかな如く三十七ヶ村が所属していた。これらの村々は、今日の大分市の西北部・大分川の中流域および南部地方に展開していた。

本稿で対象となる植田組は、表中の諸村の中で◎印を付した九ヶ村から構成されていた。

その村落の分布を、地図上で示すと次図の如くである。

植田組九ヶ村のうち表示される如く村高は、口戸村の三八〇石八斗八升余を最高に、以下三七五石七斗弱の

〔表2〕大分郡における村高

村名		元禄14年 (豊後国郷帳)	天保5年 (豊後国郷帳)
大分郡		石	石
	草	131. 340	141. 653
	原	194. 059	250. 955
	上	374. 684	◎379. 643
	岡	127. 287	◎127. 287
	戸	380. 883	◎382. 844
	野	174. 932	◎174. 932
	城	224. 708	◎224. 708
	貝	166. 242	166. 242
	原		
	田	377. 952	434. 145
	島	533. 649	547. 803
	守	939. 538	939. 338
	曲	190. 353	190. 353
	曲	293. 557	293. 557
	崎	375. 693	◎375. 693
	尻	371. 306	◎374. 655
	野	587. 366	587. 779
	原	232. 904	233. 384
	江	281. 601	281. 601
	床	207. 009	207. 009
	田	328. 509	◎328. 689
	川	67. 747	67. 747
	取	50. 273	64. 669
	吉	14. 356	
	良	265. 913	265. 913
	城	120. 327	◎124. 329
	上	108. 308	108. 308
	布	308. 714	380. 714
	光	286. 190	286. 526
	永	594. 049	594. 049
	永	358. 142	361. 534
	松	275. 407 ⁹	275. 407 ⁹
	木	378. 608	379. 189
	島	389. 040	389. 118
	田	99. 751	99. 751
	才	654. 898	562. 792
	津	162. 844	164. 045
	川		
	三		

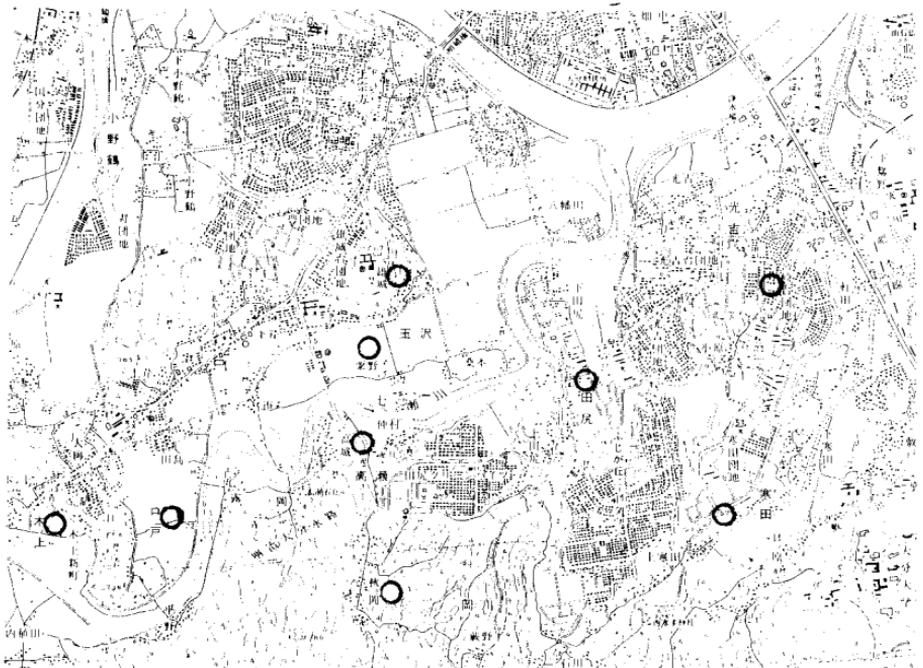
〔表3〕大分郡における明治2年の村明細

村名	本田高	新田高	竈数	人数	内男	内女
	石	石	軒	人	人	人
新貝	166.242	—	26	161	91	70
山津	550.787	12.005	115	936	487	449
本三川	161.996	2.049	63	473	240	233
門田	389.118	—	101	505	254	251
中嶋	377.516	1.673	112	497	244	253
千歳	99.751	—	45	145	83	62
葛木村之内	102.788	0.094	36	150	78	72
成松	350.404	11.130	63	359	182	177
池上	108.380	—	29	298	156	142
上光永	285.147	1.379	37	254	128	126
下光永	592.180	1.869	88	784	399	385
高江	280.560	1.041	56	392	213	179
住床	207.009	—	40	208	107	101
昆布刈	379.949	0.765	46	318	154	164
米良	262.975	2.938	66	342	173	169
高取	64.669	—	20	126	64	62
◎秋岡村之内	118.795	—	44	162	88	74
◎高城村之内	45.883	6.209	21	144	71	73
石川	67.627	0.120	25	146	82	64
◎寒田	328.689	—	59	318	164	154
鴛野	587.016	0.763	75	324	178	146
且野原	229.387	3.997	54	229	127	102
本曲	190.353	—	23	147	82	65
今曲	293.557	—	46	277	151	126
津守	939.538	—	114	750	373	377
片嶋	531.238	16.565	123	792	426	366
羽田村之内	6.667	—	—	—	—	—
◎宮崎	375.693	—	25	163	85	78
◎田尻	369.719	4.936	68	373	198	175
◎雄城	224.328	0.380	33	145	86	59
◎粟野	174.024	0.908	10	77	33	40
◎口戸	376.888	5.956	67	398	220	178
◎木上	371.676	7.967	89	471	257	214
龍原	244.476	6.479	90	387	175	212
蓑草	122.488	19.165	39	186	96	90

宮崎村、三七四石七斗八升余の木上村とつづき、高城村一二〇石三斗二升余を最少とする。右に見る様な各村の村高の差異と同様に、同組内における各村の戸口構成もまた若干の差異を示している。表3は、年代の若干下る明治二年のものであるが、これによってその各村における数値は兎角としても、村比較の上では参考になるう。それによると、戸数は木上村の八十九戸を最高に、十戸の粟野村を最少とする。村人口は、同様に四七一人の木上村を最高として、粟野村七十七人を最低とする。戸口と人口との関係は、必ずしも一致せず、その様子は当表に明示される通りである。

しかし、この点こそがまさに村が自然村落たる所以を証するものに外なるまい。こうした不均一な村落であればこそ、個別的な支配は、必然的に不便をかこつものでしかなく、そこで考

種田組 9ヶ村の分布図



出されたのが「組」の構想であったものと考えられる。

近世期に定形化される組や手永を支配する庄屋は、組庄屋・手永庄屋・御惣庄屋などと呼ばれ、自然的な村の庄屋に対比する立場から、村の庄屋を小庄屋と呼ぶに対して「大庄屋」とも呼ぶ。

豊後岡藩における組および大庄屋制の成立は、すでに中川氏が入封した文祿二年直後には認められる。中川氏の場合、これら大庄屋の始源は、「千石庄屋」に求められ、彼らは当地方における戦国末期の土豪層が起用されたことに始まるものといわれる。¹¹ この様な点から考えると、組の始源にはやや複雑な歴史性を含んでいる。豊前地方における細川氏の手永制においても、手永庄屋＝御惣庄屋のなかには、当該地方における国人層が起用されたことについては疑う余地はない。¹²

これら各地の大庄屋層は、戦国期を通じて大友氏などに臣従し、各地に給地を宛行れて地方に勢力をもつ国人(国衆)であった。彼らは戦国時代の終幕とともに、ある者は断絶しまたある者は帰農したりしたが、中にはその在地性を利用して、懐柔策と併せて地方農村の村方支配階級として起用された階層も少なくなかった。彼らは、その出自・在地性の強弱などによって、当然のことながら支配地積に広狭を持っていた。

岡藩における「千石庄屋」の名称も、「千石程度の石高を支配する庄屋」の意であり、必ずしも千石の石高に限定されるものではなかった。国人衆に系譜を引く大庄屋層は、そののち様々な事情のもとで次第に淘汰され、また組の改廃も行なわれて、近世中期の定形的な組や手永が完成するのである。この様な発生の動機や変遷をもつ「組」のなかにあつて、日向延岡藩飛地の大分郡の三十七ヶ村は、残念乍ら史料的には植田組以外ではさして明らかではない。著名な豊後文化一揆に関する史料中には大分郡に「清田組」「鴛野組」「山津組」の組名

が見え、別に「大分郡四組の者」とも見えるところからして、植田・清田・鴛野・山津組の四組があつたことを知り得るが、組と村との関係については具体的には明確ではない。

三、組割史料について

ここに用いる「組割帳」とは、延岡領飛地大分郡植田組九ヶ村における物成・小物成以外の臨時支出のうち組内村々において要した公的経費を一月から十二月まで村ごとに小計し、更にこれを九ヶ村つまり組で大計、その総額（銀高）を組石高で割れば、各村ごとの負担高が算出される。それが「割賦高」である。この割賦高と先の各村で臨時に支出した経費との差額を算用差引した収支決算書が「組割帳」即ち「組中割帳」である。

従つて、この割帳は、先ず第一段階として組内村々の年間の支出銀高及びその経費の費目内容についての記載から始まっている。その表記形式を木上村を例にとると次の如くである。各村の詳細については、次項で表示する。

延享四年分（二部）

一、銀七拾八匁四分 木上村

右ハ、為宗門御改、中岡様御上下拾四人、二月十一日夕方十三日朝迄、貳泊彦休御賄助合、

一、同四匁貳分

右ハ、同時大庄屋殿上下貳人、二月十一夕方十二日朝迄御賄助合、

一、同廿匁四分

右八、右御奉行様方、由原^江御参詣ニ付、組中^右之御酒入用之助合、

一、同三匁五分

右八、堀平六殿、御用ニ付、龍原へ御越之節、二月廿二日昼^右廿三日朝迄、御賄入用助合、

一、同三匁五分

右八、同人殿、御帰、廿七日昼^右廿八日朝迄三度御賄助合、

(中略)

ノ百三拾四匁六分四厘、

以上の如き表記形式をもつて、口戸村・高城村・秋岡村以下各村分を列記する。

右の形式で、九ヶ村すべてを表記し、その合計を記載して第一段階をおえる。

次の段階では、この合計額を、九ヶ村全体つまり「組」の総高で割り、各村ごとの出銀高(割賦高)を算出する。この延享四年の場合、高百石に付き、二十二匁六分七厘三毛となっている。

その記載形式は次の如くである。

一、銀八拾目四分七厘 木上村

一、同八拾目八分四厘 口戸村

一、同八匁六分八厘 高城村

一、同廿五匁九分壹厘 秋岡村

(以下略)

右の二つの記載から、再び木上村を例としてみると、同村では、同年の年間支出高は、先記の様に一三四匁六分四厘であるに対して、村高比による出銀高つまり組中割高は、右の如く八十匁四分七厘である。従つてその差し引き五十四匁一分七厘の支出超過となる。その超過分は、支出不足の他村から徴収する形をとり、収支の決算を行なうものである。

四、村支出

まず、延享四年度を通じた九ヶ村における年間の入用つまり支出銀高、及びその支出費目を一覽しよう。それを表化すると表4となる。

本表に示される如く、各村における入用銀高およびその費目はまちまちであつた。費目の中では、宗門改めや御林改めなどのための役人の出在に係わる入用が圧倒的に多く、その他では五節句の祝儀、雨乞行事に要した経費支出などのさまざまな費目が見えている。これらは多くの場合「助合」と呼ばれている。

これらは、一村に限定された必要経費ではなく、組内各村に共通する経費と目されたために、惣組割の対象となつたものであつた。この村ごとの支出銀高のうち、仮りに延享四年度のみを限つて表示したものが、右の内容の通りとなるが、これはまさに臨時的な支出であり、その支出費目は、年度によってかなり内容に富んでいる。たとえば、寛延元年の村支出の中には、「細川様御通行道作り」などの費目が見え、肥後街道に接した村（雄城村）などでは、道路普請にかかわる臨時支出を余儀なくされている。

近世期における村と組 (後藤)

〔表4〕延享4年度の9ヶ村の支出費目と支出高

村名	入用高	入用費目	惣割高	収支過不足高
木上村	78.40 4.20 20.04 3.50 3.50 3.50 3.50 4.20 7.80 1.40 3.50 1.10	宗門改役人入用 (2月11日~13日) 大庄屋脩 (2月11日) 奉行様由原詣組中酒迎人用 役人竜原出張入用 (2月22日) 同上帰役贈入用 (2月17日~18日) 役人竜原出張入用 (4月17日~18日) " (4月26日~27日) 御林改役人入用助合 (5月8日) 端午御祝儀御勤助合 (5月5日) 阿南庄右衛門竜原出張入用 (7月16日) 役人堀平六様竜原出張入用 (11月17日) 新役人宿幣相談入用	80.47	(出費過) 54.17
口戸村	2.80 16.0 1.10	御林御改役人入用 (5月9日) 代替りに付、組中立会入用 (6月13日) 代替りに付、村役召出し入用	80.84	(出費不足) 60.94
高城村	4.20 14.0 10.50 16.0	御林改役人泊入用 (1月17日) 御林改役人泊入用 御林御用に付き役人出張入用 (7月19日~20日) 組中立会贈入用 (7月19日) 七夕御祝儀御勤入用 (7月7日)	8.68	(出費過) 43.82
秋岡村	19.60 21.0 46.88 25.0 17.13 16.0	宗門改役人贈入用 (2月13日) 御林改役人出張入用 (5月4日~7日) 早魃に付き、雲山寺雨乞入用 雨乞出家布施行酒代外 昨夏雨乞酒代落ち分 代替りに付、組中立会入用 (4月9日)	25.91	(出費過) 154.0
栗野村	16.0 2.80	代替りに付帳面等の件にて相談会入用 (7月23日) 役人廻村贈入用 (1月19日)	36.99	(出費不足) 18.19
雄城村	16.97 1.10 1.10 7.80	曲村御普請見廻り入用 代替りに付、組代役所出張入用 (7月10日) 御用に付、役所出張入用 (6月12日) 重陽御祝儀勤入用 (9月9日)	50.83	(出費不足) 23.86
宮崎村	9.67 9.67	去年七夕祝儀組割落分	59.90	(出費不足) 50.23
寒田村	7.80 7.80	上巳御祝儀勤入用	56.67	(出費不足) 48.37
出尻村	4.20 26.0	役人薬師寺様外年末廻村贈入用 惣割組中立会入用	80.10	(出費不足) 49.9
大計	480.38 (9)		480.39	251.99
			但し100石 に付22匁 6分7厘3毛	

〔表5〕 9ヶ村における年度別入用および割賦高

村名	年代		延享4年(卯)		寛延1年(辰)		寛延2年(巳)		寛延3年(午)	
	入用	割賦	入用	割賦	入用	割賦	入用	割賦	入用	割賦
木上村	匁 134.64	匁 80.47	匁 160.80	匁 75.30	(x)匁 (58.43)	匁(?) 73.15	匁	匁 (89.69)		
口戸村	19.90	80.84	18.30	77.44	75.90	74.89	(欠)	91.97		
高城村	52.50	8.64	9.17	8.16	14.80	7.89	(欠)	9.69		
秋岡村	179.91	25.91	122.06	24.34	101.49	23.24	(欠)	28.91		
栗野村	18.80	36.99	1.46	34.45	82.16	33.61	20.40	41.27		
雄城村	26.97	50.83	79.32	47.76	18.30	46.18	18.60	(x) 56.75		
宮崎村	9.67	59.90	1.40	56.29	(1)	54.44	10.60	66.85		
寒田村	7.80	56.67	32.20	53.24	56.10	(?) 56.49	7.88	(?) 63.24		
田尻村	30.20	80.10	28.20	75.27	(1)	72.78	(?) 75.89	89.38		
計	480.38 (9)	480.39	452.85		437.52		(?)			

宝暦1年(未)		宝暦2年(申)		宝暦3年(酉)		宝暦4年(戌)		安永4年(未)	
入用	割賦	入用	割賦	入用	割賦	入用	割賦	入用	割賦
匁 215.84	匁 80.21	匁 64.0	匁 63.88	匁 134.78	匁 110.03	匁 120.43	匁 72.40	匁 120.1	匁 122.00
83.74	82.16	28.0	65.44	73.42	112.69	52.24	74.16	15.4	123.90
16.99	8.65	46.15	6.89	22.20	11.57	2.90	7.81	141.77	14.90
14.00	25.83	113.77	20.57	65.68	35.42	21.00	23.31	85.77	38.74
15.12	36.87	16.70	29.36	180.20	50.39	24.30	33.11	57.81	55.01
44.32	50.67	26.70	40.36	62.66	69.50	(?) 67.18	45.74	104.4	76.00
22.60	58.57	12.0	46.65	41.34	80.17	77.90	52.68	82.26	84.52
17.60	56.28	21.0	44.83	17.40	77.20	25.50	50.80	81.37	84.43
49.43	79.84	7.80	63.59	28.80	100.47	40.60	72.40	30.69	119.71
479.70		381.56		656.75		432.05	432.05	719.21	

表5は、延享四年以降、安永四年までの組内九ヶ村の入用（支出銀高）及び割賦による出銀高の一覧である。表でも明らかな如く、延享四年以降、各村における支出の銀高にはさして変化はなく、宝暦二年の九ヶ村合計三八一匁余、安永四年の七一九匁余などの特例を除けば、概して四百匁台であり、この事は臨時特例的な支出以外には、村支出はほぼ恒常化していたものと考えられる。

この九ヶ村各村入用の合計銀高を、その村の九ヶ村総石高で割り、更に各村の石高に比例割りしたものが、表に見える割賦高であり、従って、各村における村石高に余程の増減がない限り、各年度の最終的な支出額には、大きな変化はない訳であった。

例えば、木上村における割賦高をみると、延享四年から宝暦元年までの場合七十匁台から八十匁台、口戸村の場合でもほぼ七十匁台から八十匁台を前後している。

五、惣割と収支決算

臨時に支出した各村からの入用高と、その銀高の組総計を石高比によって各村に割賦し、先の入用高と割賦との差額を算用して生じた過不足高を、どの様な形で収支決算するのか、以下、延享四年の数字を例にとつてみて行こう。

次の表6は、先に用いた第4表を整理したものである。

同年度における木上村の村入用銀高は、「宗門改役人入用」七十八匁四分、「大庄屋賄」四匁二分などを含め

て計一三四匁六分四厘、口戸村では、「御林改役人泊入用」四匁二分、同十四匁などを含め十九匁九分であった。

同様に、高城村五十二匁五分、秋岡村一七九匁九分一厘、粟野村十八匁八分、以下田尻村の三十匁二分を含めて総計四八〇匁三分八(九)厘の入用高となる。

一方、この入用高計四八〇匁三分八厘を、九ヶ村(組)石高の総計で割ると、一〇〇石に付き、二十二匁六分七厘三毛ずつになる。

この石高比による村ごとの割賦高(惣割)は、木上村の八十匁四分七厘、口戸村八十匁八分四厘、高城村八匁六分八厘、以下、右の表に示される如くとなる。

表で示される「入用高」は村ごとの臨時仮支出、「惣割」は村に強制される負担額であり、入用高と負担額との差額調整が問題になる。

〔表6〕算用の仕くみ

村名	入用高	惣割	出入	支払先	徴収先
木上村	匁 134.64	匁 80.47	○	{ 54.17 (木上村へ) 6.77 (秋岡村へ)	匁 54.17 (口戸村より)
口戸村	19.90	80.84	○		
高城村	52.50	8.68	○	{ 18.19 (秋岡村へ) 23.86 (高城村へ) 50.23 (秋岡村へ) 48.87 (秋岡村へ) 19.96 (高城村へ) 29.94 (秋岡村へ)	{ 23.86 (雄城村より) 19.96 (田尻村より) 50.23 (宮崎村より) 48.87 (寒田村より) 29.94 (田尻村より) 18.19 (粟野村より) 6.77 (口戸村より)
秋岡村	179.91	25.91	○		
粟野村	18.80	36.99	○		
雄城村	26.97	50.83	○		
宮崎村	9.67	59.90	○		
寒田村	7.80	56.67	○	{ 19.96 (高城村へ) 29.94 (秋岡村へ)	
田尻村	30.20	80.10	○		
大計	匁 480.38 (9)	480.39		251.99	251.99

表中の「出入」の欄は、「出」は「入用高」と「惣割」との算用における「入用費」の超過、「入」は入用出費不足を意味する。

この関係を具体的に表6でみよう。

木上村では、村入用として臨時支出した銀高の一三四匁四分四厘に対して、惣割額は八十匁四分七厘であり、その差額五十四匁一分七厘の支払(出)超過となる。

口戸村では、十九匁九分の支出に対して、強制される惣割額は、八十匁八分四厘である故、六十匁九分四厘の出費不足となる。

高城村では、五十二匁五分の臨時支出に対して、割賦額は、八匁六分八厘で、その差額四十三匁八分二厘の支出超過である。高城村以下、田尻村までの入用高と惣割額との差も同様方法で算出される。

さて、この様にして算出された収支における過不足が、最終的にはどの様に精算されたのか。

表でみる如く、延享四年における各村ごとにおける仮支出が、割賦額に対して超過したのは、木上村・高城村・秋岡村の三ヶ村、逆に、残る口戸村・粟野村・雄城村・宮崎村・寒田村・田尻村の六ヶ村は支出不足であった。

そこで、この三ヶ村及び六ヶ村の間で収支の調整勘定が行なわれるのである。

その詳しい様子は、表中の「支払先」及び「徴収先」という便宜的名称を用いて欄中に示した。その具体的な実態についてみて行こう。

先ず、木上村の支出超過分五十四匁七分は口戸村の支出不足分から当てられている。口戸村の支出不足分

は六十匁九分四厘であり、木上村に支出した残額の六匁七分七厘は、秋岡村の不足分に当てられた。

高城村では、仮支出五十二匁五分に対して、惣割額は八匁六分八厘で、四十三匁八分二厘の支出超過となる。この超過分は、支出不足の雄城村から二十三匁八分六厘、田尻村から一九九分六厘をくり込み、収支の帳尻を合せている。

延享四年度における最大の支出をみたのは秋岡村で、その額は一七九匁八分に達した。

この支出に要した費目をみると、当年は旱魃であったために、靈山寺における雨乞祈願が執行され、その入用として七十一匁八分八厘が臨時に支出されたためである。

十二月の算用期における当村に対する惣割額は二十五匁九分一厘となり、都合一五四匁の支出超過となった。この多額な支出超過分は、宮崎村以下、五ヶ村から支弁された。

すなわち、宮崎村五十匁二分三厘、寒田村四十八匁八分七厘、田尻村二十九匁九分四厘、粟野村十八匁一分九厘、口戸村六匁七分七厘の計一五四匁が秋岡村に支払われている。

このうち田尻村は、支出不足四十九匁四分のうち秋岡村へは、先記の如く二十九匁九分四厘を支払い、残り十九匁九分六厘を高城村に支出した。

以上の如く、一月から十二月にかけての、各村における仮支出は、組内全村の石高比によって惣割りに付され、その惣割額と仮支出との差額が、支出不足又は超過として算用が行なわれて、収支決算されるのである。

ところで、この様な収支決算に際し、例えば木上村の支出超過分を、口戸村より支弁するなどの具体的な支弁方法が、どの様な条件によって決定されるかについては史料的に明らかにはなし得ない。特に秋岡村の場合

における多額の支出超過分を、五ヶ村によって支弁するに際しては、極めて複雑な操作を要するものと考えられるが、これは具体的には知り得ない。

そして、これが更に現金銀による直接的な支弁であるのか、又は便宜的な帳簿上の算用なのかについても明らかではない。

しかし、いずれにしても、このような収支決算作業が、年度ごとに確実に行なわれている事は注目すべきことである。

六、組割帳の意味するもの

共同体としての村落は、中世期を経て近世期に入ると農民支配の体系に組み込まれ、その始源的な形態を失って行き、本来的に所有していた共同利益・共同負担の原則は、他力的な高割り、戸割として強制されることになる。これは旧来の村落共同体としての自然村落域を超えて、組または郡を対象とする強制的な負担、つまり「組中割」・「郡中割」などとなって普遍化する。

しかし、第一項でも述べた様な、近世期における「組」の創設に際し、それをより機能化させるためには、各村落が持つ隣接諸村落との利害関係を加味しなければ、充分な機能化は期待できない。

つまり、自然村落を、行政的にブロック化するためには、少なくとも、共通する「分母」を必要とすることになる。

この共通の「分母」となったものは一体何であつたか、そこには様々な条件が考えられる。

日常生活・農業的生産活動に不可欠な水資源・薪・秣・落葉などの採取源などをめぐる経済的な面における共通の慣行、村相互間の通交や婚姻圏としての條件、更には村範囲を超えた地域共同体として本来的に共有する信仰圏の問題などが考えられよう。

積田組九ヶ村のうち木上村・口戸村・高城村・粟野村・雄城村の五ヶ村は、大分川の支流・七瀬川の流域に展開する村々である。

先掲の地図で示される様に、これら七瀬川沿いの五ヶ村は、高城村を除けば他の村はともに七瀬川北岸に形成された沖積地帯であり、同等に七瀬川の恩恵を強く受ける水田地帯に立地し、木上村の中央・口戸村北部・粟野村北部・雄城村の南部を、それぞれ貫通もしくはかすめて公道（肥後街道）が通じていた。

高城村は七瀬川の南岸、七瀬川が大きく湾曲するよどみの地形の位置に形成された同じ沖積部にあたる。

一方九ヶ村のうち、もつとも西南部に位置する秋岡村は、霊山山系の北麓に位置し、この村に水源をもつ田尻川は下流で七瀬川に合流するが、この川の中流・下流域が田尻村である。

積田組の最東端に位置する宮崎村、その東南部に寒田村がある。この両村は西寒田神社の奥谷から流れ下る寒田川の流域に展開する村である。

これら九ヶ村の中には、木上・口戸・粟野村などの如く、比較的肥沃な沖積地帯に属する村もあれば、秋岡村の如く山脚部に入り込んだ山地性の村もあるなど、村々を個別的にみれば、様々な立地上の相異点がみとめられる。しかしこれらの個別的な村も、行政的には常に隣接的に認識されていたらしい。

元禄十四年（一七一〇）および天保五年（一八三四）の「豊後国郷帳」によると、植田組九ヶ村のうち、木上・秋岡・口戸・粟野・雄城の五ヶ村が、七瀬川の上流部から順次隣接して記載され、宮崎・田尻の二村を続けて、また寒田・高城の二村だけは他村と混然的に記載されている。

明治二年の「竈敷石高人別調帳」では、宮崎・田尻・雄城・粟野・口戸・木上の六ヶ村が一括的に記載されているが、この記載順序は七瀬川の川下から上流に向う肥後街道の道筋に沿道順で示される。

文化七年（一八一〇）四月の伊能忠敬の「九州測量日記」の記事によれば、

（上略）木上村枝 小柳、同（延岡領）口戸村枝 田島、白杵領植田市村、夫より延岡領粟野村、同領雄城村、白杵領下宗方村 枝 八幡田、七瀬川中、二十間 嶋原御領所光吉村止宿迄測二里〇八丁四十二間五 夫より仕越、光吉村と延岡

領宮崎村境迄測（中略）、

と見え木上村以下光吉村までは街道沿いであったことが知られる。

この様な、同一水系に属して農業水利面などで利害を共通する村落、また主要な通交路に接続的に沿う村落などが、特定のブロック内で組織されたのが「組」であった。

こうした経済面を主体とした共通利害条件の外に、信仰生活などの面における地域共同体としての性質も注目しなければならぬ。

延享四年の秋岡村の村入用の費目の中に、「早魃につき霊山にて雨乞」として、二件で七十一匁八分八厘に及ぶ多額な支出を見ており、これが組割りされていることは、植田組九ヶ村が、霊山の北麓に位置しており、霊山をめぐる同一の信仰圏に属していたことに起因するものと考えてよからう。

また、三月・五月・七月・九月、各節句に際しての「祝儀」のための入用が組中割りされていることも、こうした民間年中行事が、組中の諸村を通じて、共通した慣行や性格をもつものであったからにほかなるまい。近世期に新らしく設定・整備される組は、この様な、始源的な自然村落がもつ相互の隣接性を重視しているのである。この様な問題を如実に示唆するものとして、植田組諸村間における山論に係わる史料があるが、これについては別稿にゆずることにする。

時代は若干下る文化八年から九年にかけての著名な豊後一揆に際し、延岡領飛地豊後大分郡の村々では、藩に対して一揆勢がかかげた要求事項の中に、

一、御奉行様方御宿り御まかなひ之儀ハ、御條目之通御願申上候事。

(中略)

一、郡割帳面御検分被下候様御願申上候事。

一、紙割帳面右同断。

一、村入用帳面右同断(。著者注記)

(後略)

などが見えている。

役人の回郡出在に要する経費は、村方の負担であり、その支出の高騰化に反発するのであり、村入用・組割費・郡割費作業の正常な運営を要求しているものと思われる。

本稿で紹介を試みた「組割帳」も、ここにいう村方帳簿の一部である訳であるが、この種史料の発掘とその

内容の分析は、近世期における村方行政組織の実態究明と、農民動向について明らかにし得るばかりでなく、大分郡植田組九ヶ村における雑費組割りの問題を更につきつめて行けば、中世末期の当地方における「惣」の問題についても大きく係わって来そうな問題である。

本稿は、去る五十七年十二月、九州史学会における口頭発表要旨に若干加筆したものである。

注

- | | | | |
|---|-------------------------------|---|-------------------------------|
| ① | 北村清士編『中川氏史料集一・両郡古談』等 | ⑬ | 『大分市史』上巻 |
| ② | 『寛政重修諸家譜』第十八、 | ⑭ | 『編年百姓一揆史料集成』第九巻収「党民流説巻三・雷同」の部 |
| ③ | ” | ⑮ | 別府大学文学部史学科所蔵『田尻村史料』 |
| ④ | ” | ⑯ | 『九州測量日記』 |
| ⑤ | ” | | |
| ⑥ | ” | | |
| | ・第六、 | | |
| | ・第十三、 | | |
| ⑦ | 『大分県近世史料叢書』収 | | |
| ⑧ | ” | | |
| | 収 | | |
| ⑨ | ” | | |
| | 収 | | |
| ⑩ | 木村礎編『譜代藩の研究』収史料 | | |
| ⑪ | 渡辺澄夫『大分県の歴史』ほか | | |
| ⑫ | 後藤重巳『大分県地方史』第七十六号収「江戸初期の豊前村落」 | | |